

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月17日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県条例第33号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(種別及び金額) 第2条 略					(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略				
別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部					別表第1 (第2条関係) 第1表 略 第2表 手数料の部				
種別		区分	単位	金額	種別		区分	単位	金額
1～512 略					1～512 略				
512の2 法第6条の3第1項及び第18条第5項の構造計算適合性判定手数料		略			512の2 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定手数料		略		
512の3 略					512の3 略				
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		略			513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料		略		
514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第28項の中間検査通知手数料					514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第19項の中間検査通知手数料			略	
515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第38項第1号及び第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料		略			515 法第7条の6第1項第1号及び第2号並びに法第18条第24項第1号及び第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の仮使用認定申請手数料		略		
515の2～563 略					515の2～563 略				
564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		略			564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料		略		

565・566 略		565・566 略	
567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略	567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略
568・569 略		568・569 略	
570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	略	570 法第88条第2項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第16項の完了通知手数料	略
570の2～598 略		570の2～598 略	
備考 略		備考 略	

附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。